

八頭町地域福祉推進計画【中間見直し】抜粋

第4章 基本計画

# 基本方針Ⅰ 地域福祉に関する活動への住民の参加促進

## 基本計画 1 : 小地域福祉活動の促進

### 1-① : まちづくり委員会の設立促進

#### 【現状と課題】

まちづくり委員会が設立できている地区が9地区（上私都、中私都、下私都、東郡家、大御門、済美、大江、隼、安部）にとどまっております、町全域で小地域福祉活動を促進するためには、残る5地区（西郡家、国中、船岡、丹比・八東）でまちづくり委員会を設立する必要があります。

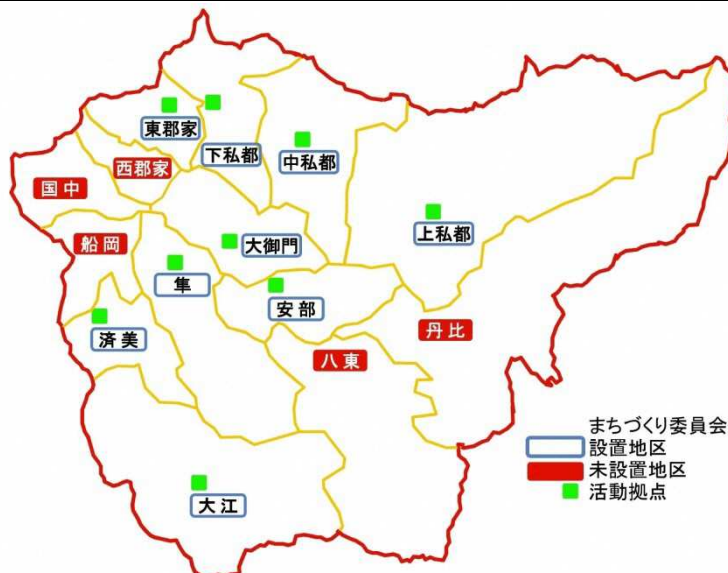
#### 【地域の将来像】

◎ 現在9地区までまちづくり委員会設立が進んでいますが、6年後には八頭町内14地区すべてでまちづくり委員会の設立が完了しています。

(1)	未設置地区でのまちづくり委員会の設立	<b>継続【重点】</b>
-----	--------------------	---------------

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口規模の大きな地区に対応した、設立および運営の手法を検討します。</li> <li>・設立準備会や集落説明会等を開催し、合意形成を図ります。</li> </ul>
到達目標	未設置地区すべてでまちづくり委員会を設立します。

民間の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修等へ積極的に参加し、まちづくり委員会活動に対する理解と参画を促進します。</li> </ul>
社協の役割	<p>○小地域福祉活動促進事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区を単位とした研修の展開</li> <li>・地域支え愛講演会の実施</li> <li>・推進役としての地域福祉推進委員の委嘱</li> </ul>
到達目標	未設置地区すべてでまちづくり委員会の設立を支援します。



【平成 30 年 4 月時点】

## 1-②：まちづくり委員会の機能強化

### 【現状と課題】

現在 9 地区でまちづくり委員会が設立され、地域のつながりづくり、介護予防や健康づくりを推進し、取り組みに期待が高まっていますが、担い手の負担の増加や他の地域活動との連携、財源の確保などの課題があり、まちづくり委員会の機能強化・まちづくり委員会の取り組みを推進し支援する町をあげた体制づくりが必要となっています。

### 【地域の将来像】

- ◎ それぞれのまちづくり委員会は、行政・社協をはじめとする多様な関係機関・団体の協力を得ながら地区独自の活動計画（コミュニティプラン）を策定するとともに、そのプランに従って地域の様々な課題やニーズに対応する活動を積極的に展開しています。
- ◎ それぞれのまちづくり委員会は、民生児童委員等の協力によって常設型の地区総合相談窓口を設置し、課題を抱えた住民の援護ニーズをいち早くキャッチするとともに、各種の専門機関と連携して早期に支援体制づくりができるようになります。また、地区総合相談窓口が住民に最も身近な情報発信拠点となり、保健医療福祉や防災等の情報が気軽に入手できるようになっています。
- ◎ それぞれのまちづくり委員会は、住民主体のボランティア組織（事業推進員等）を設置し、コミュニティプランに従い、見守り・安否確認活動や介護予防のための活動、まちづくりカフェや食事サービス、有償型の家事援助サービス等、地域の課題解決のために求められる様々な生活支援活動を企画・実施しています。
- ◎ それぞれのまちづくり委員会は、各種の専門機関・団体と連携しながら、高齢者はもとより、認知症や障がいを抱える人、子育て中の親と子ども等、課題を抱える当事者とその家族が集い、地域住民と積極的に交流しながら、いつまでも自分らしく暮らせる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを推進しています。

(1)	住民が主体的に地域課題を把握し、専門職とともに解決を試みる体制づくり	<b>新規【重点】</b>
-----	------------------------------------	---------------

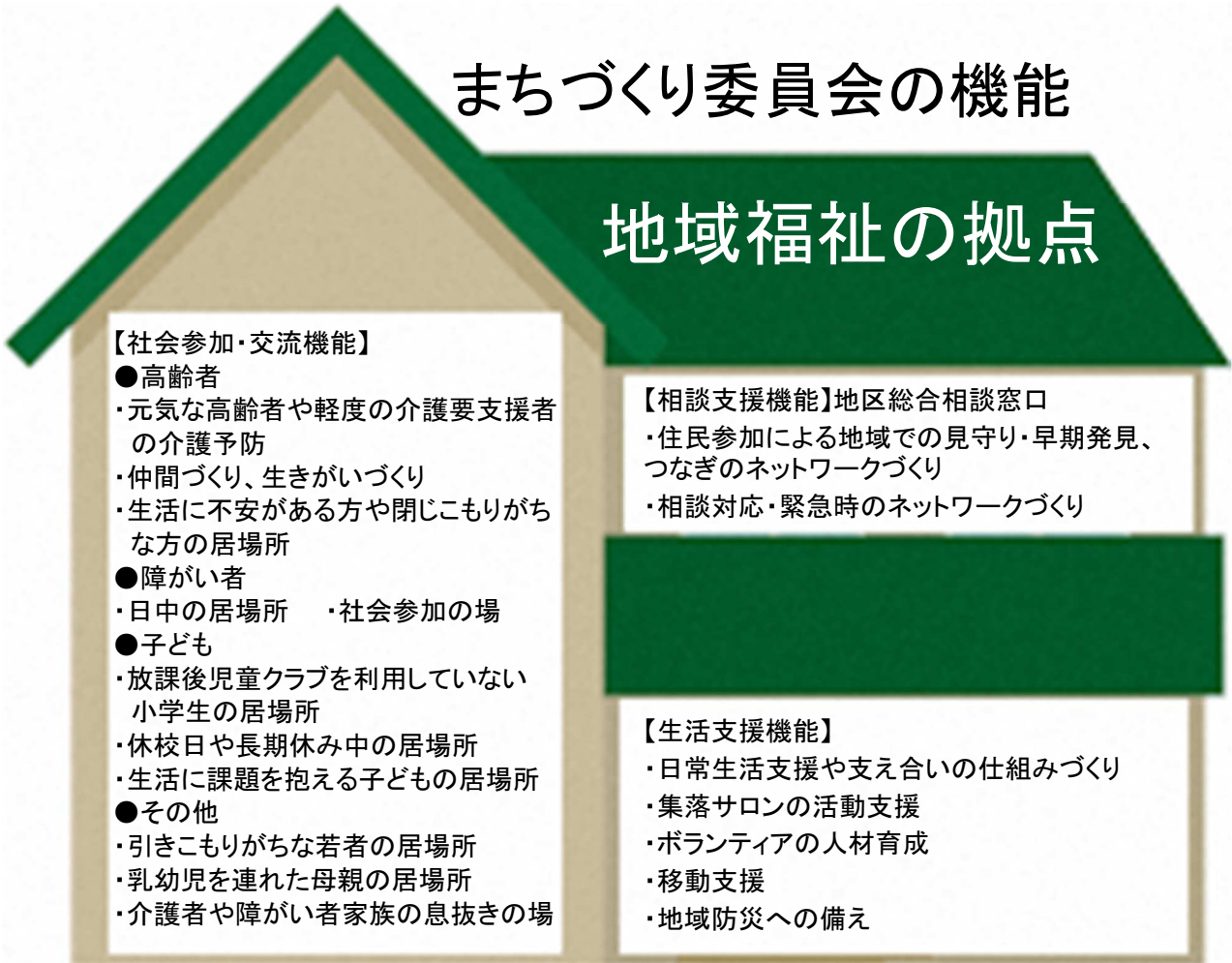
行政の 取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落支援員（生活支援相談員）を複数配置します。</li> <li>・保健医療福祉サービスや防災等のパンフレット等を提供します。</li> </ul>
到達目標	すべてのまちづくり委員会に総合相談体制を構築します。

民間の 取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常設型の地区総合相談窓口を設置し、民生児童委員等の協力のもと、地区内の様々な生活課題をまずは住民で受けとめることができる相談体制づくりを進めます。</li> </ul>
社協の 取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○八頭町福祉相談支援センターを設置し、地区総合相談窓口を支援します。</li> <li>・地区総合相談窓口への助言・応援・困難事例への対応</li> <li>・集落支援員（生活支援相談員）等への研修の実施</li> </ul>
到達 目標	各地区で複数の相談員を育成します。

(2)	地域見守りネットワーク体制の強化と充実による課題の早期 発見・支援	新規【重点】
-----	--------------------------------------	--------

行政の 役割	・高齢・障がい等の各種相談機関が日頃から地区総合相談窓口と情報を共有し課題解決に向けて支援します。
到達目標	地区総合相談窓口を介して地域課題を速やかに把握します。

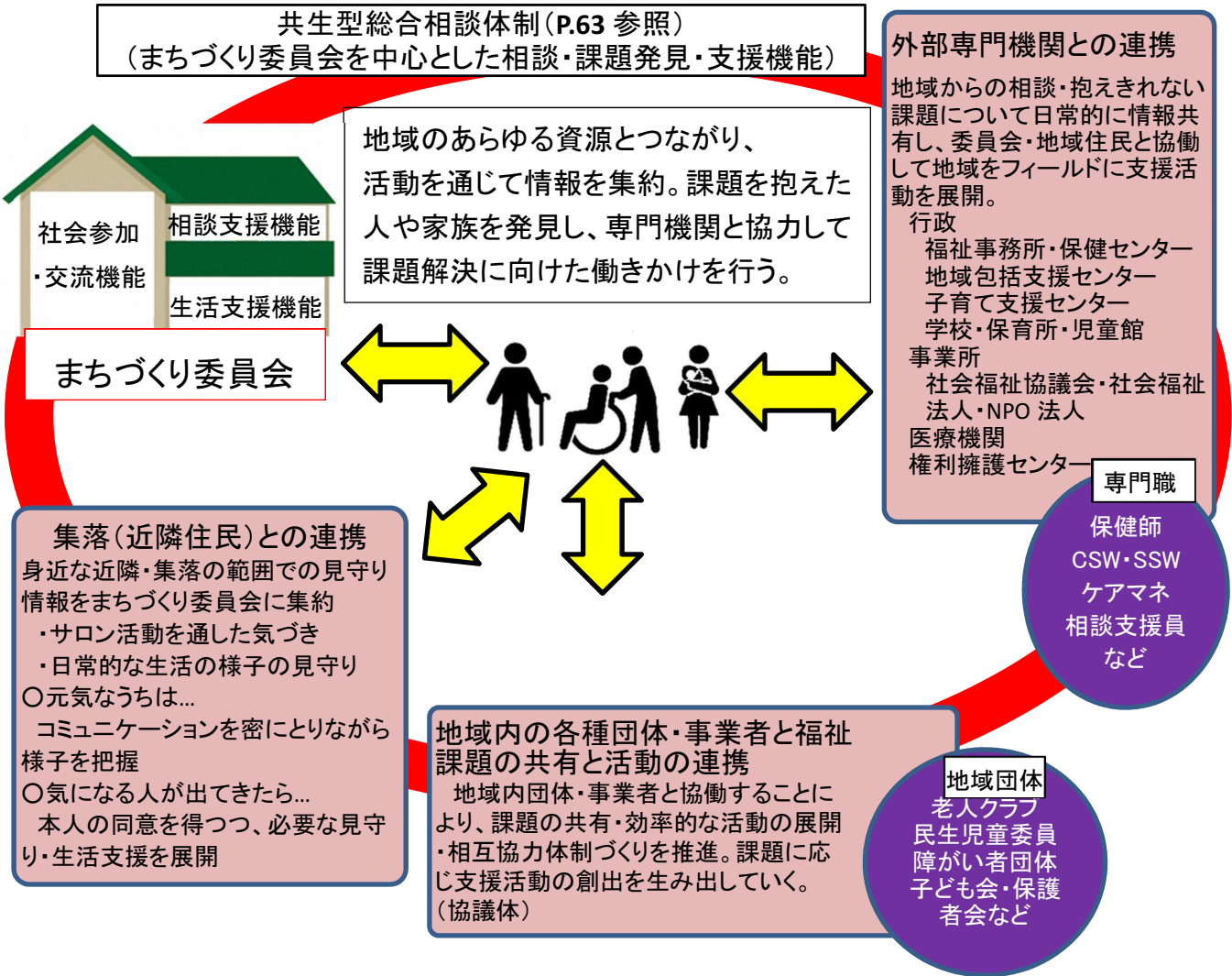
民間の 役割	<p>・各地区に設置される地区総合相談窓口の機能を活用し、多くの住民や地域で活動する事業者・団体等の協働による、地区全体での見守り活動を推進していきます。そのために、地域で相談支援の役割を担う民生児童委員との連携について協議を進めます。</p> <p>・見守り情報をまちづくり委員会に集約し、特に支援が必要な世帯は専門機関との連携により具体的な支援体制を構築します。</p>
社協の 役割	<p>○コミュニティ・ソーシャルワーカーを配置し取り組みを支援します。</p> <p>・コミュニティ・ソーシャルワーカーの増員配置と地区担当制の実施。</p> <p>・事業支援（運営支援・人材育成・支え愛マップづくり・福祉支援情報の集約）</p> <p>・地区内連携の促進（福祉団体・サロン）</p> <p>・地区見守りネットワークの推進と集落での見守り活動の再編</p> <p>・地区総合相談窓口の支援、専門相談との連携</p>
到達 目標	すべての地区でまちづくり委員会を基盤とした見守りネットワークによる早期発見・支援体制を構築します。



(3)	まちづくり委員会の体制の充実	<b>継続【重点】</b>
-----	----------------	---------------

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落支援員（生活支援相談員）を複数配置します。</li> <li>・各地区での防災体制の充実を図ります。</li> <li>・日常生活支援（仮称：地域おたすけ隊）を補助します。</li> <li>・国、県、町、団体等の補助金の情報を提供し、取り組みを支援します。</li> </ul>
到達目標	<p>すべてのまちづくり委員会に集落支援員を複数配置します。</p> <p>八頭町で育成する防災士とまちづくり委員会の連携を図ります。</p>

民間の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の様々な個人・団体・事業者等が参画して、地域の課題を話し合い、地区福祉活動計画を策定し、課題解消に向けた活動を計画的に取り組みます。</li> <li>・各種補助金を積極的に活用し活動に取り組みます。</li> </ul>
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○コミュニティ・ソーシャルワーカーを配置し取り組みを支援します。</li> <li>・コミュニティ・ソーシャルワーカーの増員配置と地区担当制の実施</li> <li>・事業支援（運営支援・社会調査・地区福祉活動計画策定支援・人材育成）</li> </ul>
到達目標	すべてのまちづくり委員会の地区福祉活動計画策定を支援します。



(4)	誰でも集まれる場づくりの推進	継続【重点】
-----	----------------	--------

行政の 役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の資源（旧保育所／地区公民館など）を活用して地域福祉活動（健康づくり、介護予防、見守り、相談窓口等）の拠点をつくります。</li> <li>・障がい者や高齢者が利用し易いように、施設のバリアフリー化を図ります。</li> </ul> <p>※基本方針Ⅱ－１①地域共生社会に向けた地域づくりと包括的相談支援の一体的推進体制の構築（重層的支援体制整備事業）と関連</p>
到達目標	すべてのまちづくり委員会の活動拠点を整備します。

民間の 役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集いの場（共生型カフェ）への参加を通じて、年齢や障がいの有無を問わず、互いに支え合うことができる地域関係づくりを進めます。また、介護・障がいなどで専門的な支援が必要な方でも安心して参加できるように、事業者・専門職もこの取り組みに協力します。</li> </ul>
社協の 役割	<p>○コミュニティ・ソーシャルワーカーを配置し、まちづくり委員会の取り組みを支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ・ソーシャルワーカーの増員配置と地区担当制の実施</li> <li>・事業支援（運営支援・人材育成・福祉学習の推進）</li> </ul>
到達 目標	まちづくり委員会と専門職との協力体制を構築し、すべてのまちづくり委員会で共生型カフェの取り組みが実施できるよう支援します。

### 1-③：集落福祉活動の促進

#### 【現状と課題】

2012年に74サロンだった「ふれあいサロン」は、2016年には、81サロンと増加傾向にあります。社協が行った「ふれあいサロン世話人アンケート調査」では、約66%の方が、内容や日程調整、参加者集めなどの運営に負担を感じていると回答がありました。また、役の交代を負担と答えた割合が28%にのぼり活動の継続の大きな課題となっています。サロン世話人の負担感の軽減、運営支援、継続支援が必要です。

また、2017年現在、「支え愛マップ」を作成している集落は22集落となっており、「支え愛マップ」づくりを通じた、平常時の見守りや、地域住民が主体となった災害時の要配慮者の避難支援のための支え合い活動の充実を図らなければなりません。

#### 【地域の将来像】

- ◎ それぞれの集落では、まちづくり委員会と連携しながら、「1集落1サロン」を目指して「ふれあいサロン」（集落サロン）の開設が進められています。
- ◎ 集落ごとにサロンを中心とする見守り・安否確認の体制づくりが進むとともに、「支え愛マップ」づくり等を通じて定期的に援護ニーズのある住民の把握が行われるようになっていきます。
- ◎ 地震や洪水等の自然災害への備えとして、要配慮者・避難行動要支援者を含めた避難体制づくりが進められています。

(2)	福祉的視点に立った防災体制の推進	継続
-----	------------------	----

行政の 役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における避難行動要支援者の情報共有や避難支援体制づくりを図るため、集落の「支え愛マップ」づくりを補助します。</li> <li>・災害時に福祉避難所が円滑に設置・運営できるよう、要配慮者(難病患者、人工透析患者、妊産婦、乳幼児等)の把握と設備を整備します。</li> <li>・防災士を育成し、地域での防災体制の充実を図ります。</li> </ul>
到達目標	災害時に福祉避難所が円滑に設置・運営できる体制を整備します。

民間の 役割	・集落ごとでの「支え愛マップ」作成・更新を通して、支援が必要な人を把握し、日常的な見守りといざという時の避難支援体制の構築を進めます。
社協の 役割	○研修会などを実施し、集落における「支え愛マップ」の作成を支援します。
到達 目標	毎年、研修会を開催し、集落での「支え愛マップ」作成を支援します。

## 基本計画 2 : 広域的な福祉活動の促進

### 2-①: ボランティアセンターの機能強化

#### 【現状と課題】

ボランティアの高齢化、支援ニーズの多様化が進んでおり、ボランティアセンターの機能強化によるボランティア育成や住民意識の醸成を図ることで、人材不足等への課題に取り組んで行くことが必要です。

#### 【地域の将来像】

- ◎ 町社協のボランティアセンターは、ボランティア活動に取り組む個人や団体がさらに活発に活動できるよう、サポート体制を充実させています。
- ◎ 個人が求めるレベルやニーズ、地域の課題に応じて体系的にボランティア養成研修が整備され、ボランティアに関心のある住民がよりスムーズに活動につながるようになっていきます。
- ◎ 各種相談窓口と連携しながらボランティアニーズを把握するとともに支援に当たるボランティア活動者とのマッチングを行うコーディネート機能が強化され、町全体でボランティア活動が活性化しています。

(1)	ボランティア活動支援の充実	継続【重点】
-----	---------------	--------

行政の役割	・ボランティアセンターの運営やボランティアコーディネーターの活動を支援します。
-------	---

民間の役割	・積極的にボランティア活動に参加し、理解を深め、個人・団体・まちづくり委員会と連携しながらボランティア活動を充実します。
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティアコーディネート機能の強化を図ります。</li> <li>・ボランティアコーディネーターの配置</li> <li>・各相談窓口と連携した生活支援ニーズの把握と活動調整</li> <li>・体系的なボランティア育成システムの構築と習熟度に応じたボランティア資格化</li> <li>・NPO を含むボランティア団体の組織化・育成支援と組織間連携の促進による福祉活動の充実</li> <li>・学校・企業との連携による若年層のボランティア活動参加の促進</li> <li>・まちづくり委員会との連携による地区ボランティア活動支援</li> <li>・ボランティアの参画による、疾病・貧困・障がい・ひきこもり・その他課題を抱え、社会交流に支援が必要な人・世帯を対象とした集いの場づくりの支援</li> </ul>
到達目標	ボランティアセンターのコーディネート機能を強化し、支援体制整備・活動の充実を図るとともに、地域課題の集約をすすめ、課題中心型の広域ボランティア団体の立ち上げやボランティアの参画による集いの場の運営を支援します。



## 基本計画 3 : 福祉学習の推進と担い手づくり

### 3-① : 福祉学習プラットフォーム機能の確立

#### 【現状と課題】

地域共生社会の実現に向けて、当事者への理解と社会参加の促進が不可欠です。そのためには、学校、障がい当事者やその家族、体験活動を受け入れる福祉施設、福祉学習に関わる各種団体が、効果的な福祉学習のプログラムのあり方やプログラム実施にあたってのルール、地域の福祉課題やニーズを踏まえた取り組みを協議する場を設ける必要がありますが、現在は、中学校で行っている福祉施設での職場体験や個人のボランティア活動など個別の取り組みにとどまっています。

#### 【地域の将来像】

◎ これからの福祉の学びの核となる体験的・実践的な学習プログラムを推進するため、学校と当事者をはじめとする地域の諸団体および福祉関係機関等の協働による協議体（プラットフォーム）が設置され、住民の福祉課題を「他人事」ではなく「我が事」として受け止められる効果的な福祉学習のプログラムづくりが進められています。

(1)	福祉学習プラットフォームの推進	<b>新規【重点】</b>
-----	-----------------	---------------

行政の 役割	・福祉学習プラットフォームの推進に向けて、福祉団体等の積極的な参画を促し、取り組みを支援します。
到達目標	福祉学習プラットフォームを推進します。

民間の 役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉学習プラットフォームに参加し、小学校・中学校・高等学校・大学・専門学校との連携のもと、住民も自ら学びながら、多くの実践場面を地域で提供します。</li> <li>・各地区福祉活動計画策定及び見直しの過程において、住民・当事者・福祉団体・企業など多様な主体の参画を得て、互いに学び合い地域課題を理解することにより、地区での福祉学習と社会資源の創出を進めていきます。</li> </ul>
社協の 役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉学習プラットフォーム事業を実施します。</li> <li>・企業、教育機関、まちづくり委員会、当事者団体、ボランティア等様々な機関・団体が参加したネットワークを形成し、福祉学習を推進</li> <li>・計画から実践・評価まで、あらゆる場面で当事者参加の促進を図り、まちづくり委員会等での共生型交流事業と連携し、すべての世代を対象とした実践を通じた福祉学習プログラムを構築</li> <li>○地域づくりをコーディネートする専門職（コミュニティ・ソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター等）が、福祉学習プラットフォームを推進します。</li> </ul>
到達 目標	福祉学習プラットフォームを立ち上げ、学校や各地区で当事者参加型の実践的な福祉学習プログラムを展開し、八頭町全域で取り組みを広げます。

## 基本方針Ⅱ 地域における福祉サービスの適切な利用の推進

### 基本計画 1：共生型総合相談体制の構築

#### 1-①：複雑化・複合化した支援ニーズに対応する重層的な支援体制の構築

##### 【現状と課題】

一つの世帯に障がいや介護、困窮など問題が重なって発生し、これまでのような制度、機関ごとの支援では対応しきれない事態が発生しています。このような複合課題に対し、多機関が連携・協働し、世帯に対し支援を行うネットワークによる支援体制の構築と、生活の基盤となる地域の関係にもう一度つなぎ直し、人と人のつながりの中で支え続けることができる関係づくりへの支援が必要となっています。

##### 【地域の将来像】

- ◎ 近年増加している複合的な課題への対応力を強化するため、高齢・障がい・子育て支援・生活困窮等の分野を超えて家族全体の生活課題をワンストップで丸ごと把握するとともに、アウトリーチによる支援関係の構築とつながりを絶やさない伴走支援、各分野の専門職やボランティア等による必要な支援の包括的なコーディネート、狭間のニーズに対応した社会資源の創出などにより、柔軟で解決力の高い支援体制が構築されています。
- ◎ 誰でも参加できる場づくりが進み、そこでの気づきによる課題を抱えた人を支える取り組みに住民も参加し、学び合う機会を通じて互いを理解し、日常的に気かけあい支え合うことができる地域になっています。

(1)	地域共生社会の実現に向けた地域づくりと分野横断した相談支援の包括的推進体制の構築（重層的支援体制整備事業）	<b>新規【重点】 （追加）</b>
-----	---	------------------------

行政の 役割	○重層的支援体制整備事業本格実施を前提に移行準備事業に取り組み、包括的な相談体制について関係機関と協議を進めます。
到達目標	育児、介護、障がい、貧困など、家族全体の複合化・複雑化した課題を多機関の協働により包括的に受けとめ、つながり続ける相談支援体制を構築します。

民間の 役割	・重層的支援会議に参画し、住民と専門職の協働を促進し、地域課題を早期発見・支援する体制づくりを進めます。
社協の 役割	○福祉相談支援センター設置事業を実施します。 ・相談支援専門職の配置（社会福祉士/精神保健福祉士） ・地区総合相談窓口との連携及び相談機能の強化を支援 ・相談支援ネットワークの充実
到達 目標	福祉相談支援センターを設置し、相談支援ネットワークの充実を図るとともに、地域住民と専門職が連携した相談支援体制を構築します。

#### 重層的支援体制整備事業の概要

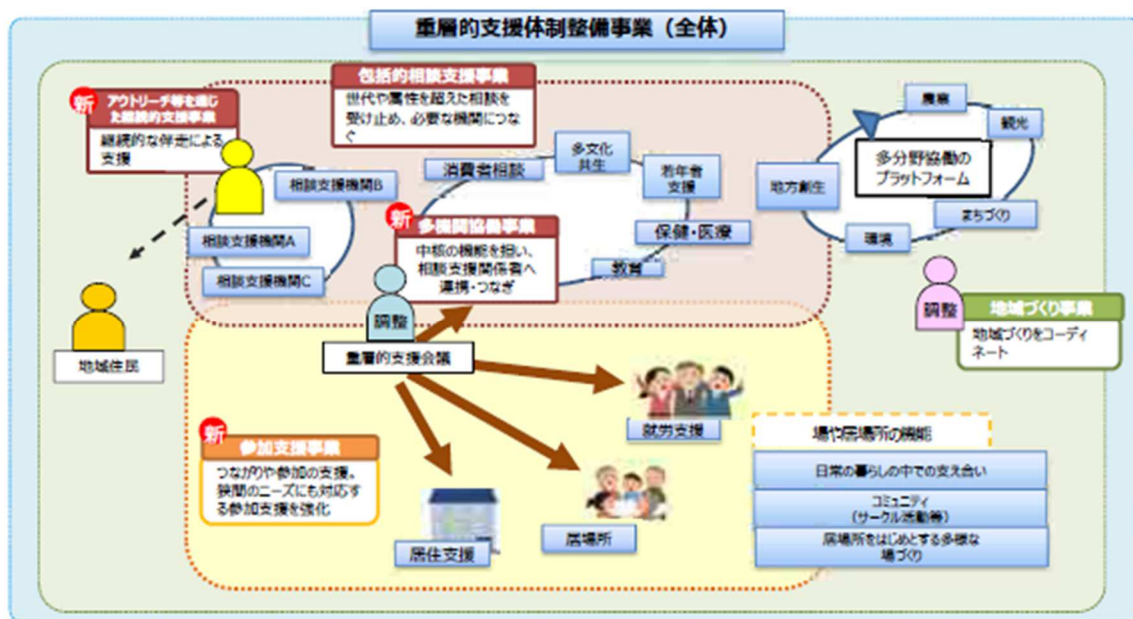
令和2年6月の社会福祉法改正により、複合化・複雑化した課題を抱える人や世帯に対し、包括的な相談支援体制の構築と人と人のつながりの中で支え続けることができる地域づくりを一体的に進めていくことを目的とした、重層的支援体制整備事業が創設されました。この事業では地域共生社会の実現に向け、次の取り組みを進めていくこととなっています。

- 各相談窓口の連携による、属性や世代を問わない包括的な相談体制の整備（包括的相談支援事業）
- 専門職と地域が連携した支援ネットワークの構築を進め、課題の早期発見、早期対応を推進（多機関協働事業）
- 各相談窓口をつなぎ、庁内連携・地域連携を推進する相談支援包括化推進員の配置
- 支援が届いていない人や支援に拒否的な人に対する、継続訪問等による支援関係の構築と伴走による継続支援の実施（継続的支援事業）
- 様々な集いの場づくりを通じ、支え合う関係の構築や社会資源の創出を推進（地域づくり事業）。

（基本方針Ⅰ 1-②(4)誰でも集まれる場づくりの推進と関連）

- つながりが途切れがちな人に対する、地域づくり事業を進める集いの場等を活用した、関係をつなぎなおす支援の実施（参加支援事業）
- 課題共有と住民や多分野の専門職の効果的な連携、新たな社会資源の創出を目的とした重層的支援会議の開催
- 重層的支援体制整備事業実施計画の策定

＜ 重層的支援体制整備事業のイメージ ＞



厚生労働省提供資料

## 1-②：課題発見機能の強化

### 【現状と課題】

介護や認知症、生活困窮と社会的孤立、権利擁護ニーズなど、地域の福祉課題は複雑・深刻化する中で、早期発見・早期対応の重要性が増しています。身近な地域のつながりの中で変化に気づき、早期に支援につながる仕組みづくりが必要です。

### 【地域の将来像】

◎ 援護を必要とする住民が増加するなか、住民の援護ニーズが相談窓口に届かず課題を深刻化させることのないよう、行政・専門機関と地域が連携して、早期に様々な課題が発見できかつ迅速に支援体制が整う総合的な相談体制が構築されています。

(1)	福祉相談支援センターの機能強化	新規【重点】
-----	-----------------	--------

行政の役割	・補助金を活用して福祉相談支援センターへ財政的支援を行います。
到達目標	福祉相談支援センターの設置を支援します。

民間の役割	○地区総合相談窓口と福祉相談支援センターが連携します。 ・常設型の地区総合相談窓口を設置し、民生児童委員等の協力のもと、地区内の様々な生活課題をまずは住民で受けとめることができる相談体制づくりを進めます。
社協の役割	○福祉相談支援センター設置事業を実施します。 ・相談支援機能の集約 (総合相談・生活困窮者自立支援・福祉資金貸付・日常生活自立支援事業・えんくるり事業・弁護士相談等) ・相談支援専門職の配置(社会福祉士/精神保健福祉士) ・権利擁護支援機能の確立(法人後見受任・市民後見人等担い手育成) ・地区総合相談窓口との連携及び相談機能の強化を支援 ・相談支援ネットワークの充実
到達目標	福祉相談支援センターに相談支援専門職を配置し、地区総合相談窓口を支援することで課題の早期発見、早期対応可能な体制を構築します。

(2)	保健福祉専門職や事業所への情報提供の充実	継続
-----	----------------------	----

行政の役割	・研修等により保健福祉専門職や事業所への情報提供を充実させ柔軟で解決力の高い支援体制を構築します。
到達目標	保健福祉専門職や事業所を対象とした研修会等を年1回以上開催します。

## 基本計画 2 : 権利擁護機能の強化

### 2-① : 権利擁護相談体制の確立

#### 【現状と課題】

認知症高齢者の増加や親なき後の障がい者の意思決定支援、虐待対応など、権利擁護ニーズは今後さらに高まっていくことが予想されます。既存の相談支援体制を強化し、高齢者、障がい者などの分野を横断した権利擁護相談支援体制を構築する必要があります。

#### 【地域の将来像】

◎ 家族の支援を得るのが困難な認知症高齢者等、判断能力に課題があっても住み慣れた地域での暮らしを希望する人々を支援するため、基本方針Ⅱの基本計画1で掲げた共生型総合相談体制の一環として権利擁護相談体制を創設しています。

(1)	権利擁護機能の強化	<b>新規【重点】</b>
-----	-----------	---------------

行政の 役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政各分野の権利擁護機能が相互連携できる体制を構築します。</li> <li>・成年後見人制度利用の促進を図るための学習会を開催します。</li> <li>・隣接する市町村との広域連携により権利擁護支援を専門で担う機関(中核機関)を設置し、成年後見の手続き支援及び受任調整等を行います。</li> </ul>
到達目標	分野を横断した権利擁護相談体制を構築します。

民間の 役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常設型の地区総合相談窓口を設置し、民生児童委員等の協力のもと、地区内の様々な生活課題をまずは住民で受けとめることができる相談体制づくりを進めます。</li> </ul>
社協の 役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉相談支援センター設置事業を実施します。</li> <li>・地区総合相談窓口との連携及び相談機能の強化を支援</li> <li>・相談支援ネットワークの充実</li> </ul>
到達 目標	身近な地域で権利擁護に関する課題の早期発見、早期対応可能な体制を構築します。

## 2-②：法人後見機能の確立

### 【現状と課題】

現在、弁護士や司法書士などの専門職後見のほか、とっとり東部権利擁護支援センターによる法人後見により、高齢者や障がい者の権利擁護ニーズに対応しています。しかし、今後も権利擁護ニーズの増加が予想される中、既存の機関・専門職で対応しきれなくなっており、八頭町内に法人後見を担う機関の設立が必要となっています。

### 【地域の将来像】

◎ 不足しがちな後見人の担い手を確保するため、町社協による法人後見機能を確認させています。

(1)	法人後見機能の確立	新規
-----	-----------	----

行政の役割	・制度利用困難ケースの場合、町長申立を行います。
到達目標	法人後見機能の確立に向けて適切に支援します。

民間の役割	・研修に積極的に参画し、権利擁護への意識を高めます。
社協の役割	○福祉相談支援センター設置事業を実施します。 ・相談支援専門職の配置（社会福祉士/精神保健福祉士） ・相談支援ネットワークの充実 ・権利擁護支援機能の確立（法人後見受任体制の構築・市民後見人等担い手育成）
到達目標	福祉相談支援センターに法人後見の機能を持たせ、相談支援専門職を配置することで、権利擁護体制を構築します。

## 2-③：市民後見人の育成

### 【現状と課題】

権利擁護ニーズが増加する中、成年後見制度の受け皿として、専門職後見、法人後見に加え、住民による権利擁護の取り組みへの参加が期待されています。専門職の支援のもと、住民の参加による権利擁護の取り組みを進めていくことが必要です。

### 【地域の将来像】

- ◎ ボランティアを主体とする市民後見人の育成が進み、認知症や重い障がいのある人でも、住み慣れた地域で人生の最期まで支えあって暮らすことが可能になっています。

(1)	市民後見人の育成	新規
-----	----------	----

行政の 役割	・市民後見人の育成を推進します。
到達目標	市民後見人育成体制を構築します。

民間の 役割	・鳥取市社会福祉協議会の主催する市民後見人育成研修に積極的に参加し、権利擁護への意識を高めます。
社協の 役割	○福祉相談支援センター設置事業を実施します。 ・鳥取市社会福祉協議会との連携による市民後見人の人材育成 ・養成研修修了者の実践研修プログラム実施
到達 目標	市民後見人の育成プログラムを構築します。

## 第5章 計画の推進体制



## 1. 進捗管理体制

### (1) 地域福祉推進計画進捗管理委員会の設置

庁外の進捗管理組織として、地域住民、民生児童委員、当事者団体、社会福祉事業者等から構成する「八頭町地域福祉推進計画進捗管理委員会」を設置し、この委員会を毎年度開催して、進捗管理、提言を行います。

### (2) 地域福祉推進専門部会の設置

本計画の推進にあたっては、福祉分野のみならず保健、教育、人権、防犯・防災、企画、農業などの生活分野が横断的に連携することが必要です。また、地域福祉推進の中心的役割を担う社会福祉協議会との組織の枠を超えた連携体制を構築することが求められます。

このため、庁内の進捗管理組織として庁内関係各課と社会福祉協議会による横断的な連携、専門職や専門機関との連携・協働のための地域福祉推進専門部会を設置し、施策の検討・調整、効率的な推進を図ります。

### (3) 地域福祉推進計画推進事務局の設置

計画の実施に当たり、福祉に関する部局が事務局を組織し、本計画の推進に向けて中心となって取り組みを進めていきます。

## 2. 計画の見直し

### (1) 計画の進捗管理

本計画はPDCAサイクルに基づいて実施します。

計画の着実な推進を図るため、「到達目標」を設定し、計画の進捗状況、達成状況を把握します。

地域福祉推進専門部会は、毎年度の進捗状況を「八頭町地域福祉推進計画進捗管理委員会」に報告します。「八頭町地域福祉推進計画進捗管理委員会」は評価・検証を行い、翌年度以降の具体的な取り組み内容の改善に向けた提言をします。

### (2) 計画の見直し

計画期間は6年間ですが、達成状況や他の計画の動向、社会情勢の変化、新たに生じた課題に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

【PDCAサイクル】

